

## 令和5年度 茨城県副業協力隊（“企業連携型”地域おこし協力隊）募集要項

### 1 概要・目的

茨城県では、「地域活性化プロジェクト」に取り組む県内の企業等に、主に東京圏在住で、地方での地域協力活動に強い意欲を持つ人材を、茨城県副業協力隊（“企業連携型”地域おこし協力隊）（以下「副業協力隊」という。）として派遣し、協働を促すことで、地域における新たな事業の創出や課題解決に寄与することを目指しています。

### 2 取り組んでいただきたい内容

- (1) 受入企業が所在する地域に移住し、「地域活性化プロジェクト」に副業として参画すること
- (2) プロジェクトの成功に向けて関係者と協働すること
- (3) 副業協力隊の活動を、SNS等を活用して県内外へ発信すること

### 3 募集人数

2名（受入企業2社に対し1名ずつ、計2名）

### 4 求める人物像

- (1) 地域の活性化に強い意欲を持ち、積極的に活動できる方
- (2) 法令や社会規範を遵守し、誠実に活動できる方
- (3) 副業協力隊の委嘱期間終了後も、受入企業や地域と関係する意志がある方

### 5 「地域活性化プロジェクト」及び受入企業

- (1) 「水辺をテーマ・コンセプトに、地域に住まう方々や水辺プレイヤーにとって“プラスワン”になる拠点づくり」 <https://yosomon.jp/project/3783>

受入企業：一般社団法人いたこミズベデザイン

所在地域：鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

- (2) 「茨城県産木材で建設する新社屋での、地域中小企業が交流できる場創り」

<https://yosomon.jp/project/3786>

受入企業：株式会社八千代商事

所在地域：県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町）

### 6 募集要件

「4 求める人物像」に合致し、次の要件をすべて満たす方

- (1) 以下の要件1～3のいずれかに該当する方。詳細は、「地域おこし協力隊推進要綱（令和5年4月4日（総行応第96号）一部改正）」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」に拠ります。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

	要件 1	要件 2
	以下の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる方	
転出地	茨城県外で、次の①～③のいずれかの場所 ① 3大都市圏内の都市地域 ② 政令指定都市（条件不利地域の政令指定都市の場合は、条件不利区域以外の区域に限る。） ③ 3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域	茨城県外で、次の①又は②のいずれかの場所 ① 3大都市圏外の都市地域（政令指定都市を除く） ② 3大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域
転入地	「5 受入企業及び「地域活性化プロジェクト」」 （1）に応募する場合は鹿行地域（全域） （2）に応募する場合は県北地域（全域）	「5 受入企業及び「地域活性化プロジェクト」」 （1）に応募する場合は鹿行地域のうち、全部条件不利地域、条件不利区域 （2）に応募する場合は県北地域のうち、全部条件不利地域、条件不利区域

「3大都市圏」：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

「都市地域」：次の「条件不利地域」に該当しない市町村

「条件不利地域」：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、② 山村振興法、
- ③ 離島振興法、④ 半島振興法、⑤ 奄美群島振興開発特別措置法、
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦ 沖縄振興特別措置法

「全部条件不利地域」：「条件不利地域」のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村

「一部条件不利地域」：「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村

「条件不利区域」：「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域

要件3 以下の①から③のいずれかに該当する方で、茨城県外から、「5 受入企業及び「地域活性化プロジェクト」」の（1）に応募する場合は鹿行地域（全域）に、（2）に応募する場合は県北地域（全域）に生活の拠点を移し住民票を異動させる方

- ① 協力隊経験者（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）
- ② JETプログラム終了者（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方）
- ③ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) インターネット（ホームページ、SNS等）を活用した情報発信ができる方

(3) 次の①から③のいずれにも該当しない方

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ② 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ③ その他暴力団事務所に出入りするなど①②のいずれかに準ずる者

## 7 身分及び委嘱期間等

### (1) 身分

「2 取り組んでいただきたい内容」を実施する協力隊隊員として、茨城県知事が委嘱します。茨城県との雇用・任用関係はありません。

### (2) 委嘱期間等

#### ① 委嘱の開始日

令和5年10月1日（予定）

※ 上記日以外の日になる場合は、採用決定の時期に応じて、相談の上決定します。

なお、委嘱期間は、委嘱の開始日から当該委嘱の開始日の属する年度の末日までとします。

また、採用決定通知到達から委嘱日後概ね1か月までの期間内に受入企業が所在する地域に住民票を異動できない事情が発生した場合は、採用決定の取消又は報償・活動経費を減額する場合がありますのでご了承ください。

#### ② 委嘱期間の延長

委嘱期間は、最初の委嘱の開始日から通算して3年まで延長することができます。

なお、委嘱期間の延長するに当たっては、隊員の活動等を評価し、延長の可否を判断するための審査会を実施します。3年間の隊員としての委嘱をあらかじめ確約するものではないことをご了承ください。

#### ③ その他

毎年度の県の予算状況等によっては、事業内容等を変更する場合があります。

## 8 活動日及び時間

1週間のうち20時間程度を基本とします。ただし、活動の繁忙期など、1週間の活動時間が20時間を超える場合は、1か月のうち80時間程度の範囲内で活動時間を調整できるものとします。

## 9 待遇等

### (1) 支給する費用

ア 報償	月額 233,300 円 ※毎月の活動状況を確認の上支給します。
イ 活動経費	上限額 83,300 円×活動月数（年額） ※県と隊員間で活動に係る業務委託契約を締結していただきます。 【活動経費として対象となるもの】 ①任期中の住居に係る家賃 ②活動に係る自動車の燃料費・レンタカー費 ③その他対象となる活動経費（例） ・消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費 ・研修受講に要する経費 ・申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料 （ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は、自己負担） 【活動経費の対象とならないもの（例）】 ○事業収入を伴う経費 ○土地、建物の購入費

	○高額な物品購入費 ○個人の資産となる経費
--	--------------------------

(2) 活動のサポート（令和5年度の予定）

担当のコーディネーターが、受入企業との協働や地域における関係づくりなどを円滑にするためのサポートを行います。

10 応募方法、選考方法

(1) 受付期間

令和5年7月3日～8月25日（応募状況により受付終了となる場合又は受付期間延長とすることがあります。）

(2) エントリー方法

5 (1) 若しくは (2) の募集ページの応募フォーム又は県HPの応募フォームに必要事項を入力し送信してください。

- ・ 5 (1) <https://yosomon.jp/project/3783>
- ・ 5 (2) <https://yosomon.jp/project/3786>
- ・ 県HP [https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/hukugyoukyouryokutai\\_r5.html](https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/hukugyoukyouryokutai_r5.html)

(3) 第一次選考

ア 上記(2)の応募フォームに記載された内容について審査を行います。

イ アの審査を通過した場合には、コーディネーター及び受入企業との面談を行います。（面談はオンラインを想定。）

ウ 選考結果については、応募フォーム記載のメール宛てに通知します。

（合格者には、第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。）

エ 合格者は、茨城県が指定する日（第二次選考までの日にちを指定します。）までに、「応募用紙」及び「住民票（抄本）の写し（令和5年6月1日以降に発行されたもの）」を次の宛先に送付してください。

【宛先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県政策企画部計画推進課 移住推進 G

※「応募用紙」の様式は、別途、応募フォーム記載のメール宛てに送付します。

(4) 第二次選考

ア 第一次選考合格者を対象に、茨城県が指定する日時及び場所において面接審査を行います。

予定日：令和5年8月30日（水）（予備日：8月31日（木））

会場：茨城県庁（茨城県水戸市笠原町 978-6）

イ 選考に係る主な評定項目は以下のとおりです。

コミュニケーション能力	相手の意図を理解し、適切にコミュニケーションできるか
社会性	地域の一員として協調してやっていけるか
活動に対する意欲	地域活性化プロジェクトに強い意欲をもって参画できるか
能力・適正	地域活性化プロジェクトに関する経験や知識を有しているか

ウ 選考結果については、応募用紙記載のメール宛てに通知します。

(5) 留意事項

- ア 応募にかかる経費（通信費、書類郵送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。
- イ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

11 お問い合わせ

特定非営利活動法人 ETIC. (エティック) 担当：伊藤(順)・光野  
〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目1番36号 キタビルデンス 402  
メールアドレス：joinusibaraki@etic.or.jp

茨城県政策企画部計画推進課 移住推進グループ 高木  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
TEL : 029-301-2536  
Email : iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp